

令和8年度県立学校体育施設に係る使用料の納入方法について

【概要】鹿児島県の収入証紙が、令和8年9月末に販売終了することに伴い、利用者により、納付方法が選択できます。

① 収入証紙による納付

【利用者】

収入証紙販売人(所)から購入する。

学校へ、納付書(第6号様式)に収入証紙を貼り付けて提出する。

- ・これまでと納付方法は変わりません。
- ・令和8年9月末日で収入証紙が販売終了となります。
- ・収入証紙で納付を継続する場合は、期限までの購入を済ませておく必要があります。
- ・9月以降に納付方法を②、③へ変更することも可能です。

② キャッシュレス決済端末による納付

【利用者】

キャッシュレス決済端末設置場所へ行き、決済をする。

決済端末から出された取引明細書(レシート)を納付書(第6号様式)に貼り付けて学校へ提出する。

- ・県施設に設置される端末による電子決済が可能になります。(クレジットカード、スマホ決済、電子マネー)
- ・キャッシュレス端末設置場所(別紙参照)に行く必要があります。
- ・R8. 4月からはバーコード決済、R8. 9月以降は、QRコードも使用可能になります。

③ オンライン決済による納付

【利用者】

インターネットで、県の電子申請システムに入り、「県立学校体育施設開放使用料納付」ページから手続きを進めて納付する。

決済時に納付書(PDF)(第6号様式)をダウンロードし、納付書(PDF)(第6号様式)を学校へ提出する。(メール送信もしくはプリントアウトして手渡し)

- ・スマホやパソコンから時間を問わず電子決済が可能になります。
- ・R8. 4月からR8. 9月まではクレジットカードのみ対応しています。(R8. 9月以降はPayPayも可能になります。)

3 オンライン決済による納付方法の詳細

納付方法

- ① インターネット検索
『鹿児島県電子申請共同運営システム(e(いー)申請)』
- ② 『鹿児島県』をクリック
- ③ 『県立学校体育施設開放使用料納付』から納付

直接リンクURL:

https://shinsei.pref.kagoshima.jp/SdsShinsei/directCall_harp?target=tetuduki&lgCd=460001&shinseiFmtNo=D_S0162&shinseiEdaban=01

2次元コード:

